

各選挙区の状況③

(東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県)

13 東京都

I 都の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(54,731、0.4%) 13,618,953	13,564,222
議員定数	30	30
議員一人当たり人口	453,965	452,141
都道府県間較差(倍)	(対鳥取県 259,199) 1.751	(対鳥取県 274,549) 1.647

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			都内較差		備考	
	R7	R2	R7		R2	R7	R2		
			鳥取1区	石川3区					
1区	391,514	386,125	1.516	1.586	1.409	1.070	1.076		+1.4%
2区	379,994	358,963	1.472	1.539	1.310	1.038	1.000	R2 最小	+5.9%
3区	433,077	434,799	1.677	1.754	1.587	1.183	1.211		▲0.4%
4区	504,602	499,783	1.954	2.044	1.824	1.379	1.392	大田区分割	+1.0%
5区	449,839	445,833	1.742	1.822	1.627	1.229	1.242	世田谷区分割	+0.9%
6区	479,237	475,467	1.856	1.941	1.735	1.309	1.325	世田谷区分割	+0.8%
7区	481,923	478,256	1.866	1.952	1.746	1.317	1.332		+0.8%
8区	463,113	461,016	1.793	1.876	1.683	1.265	1.284	杉並区分割	+0.5%
9区	366,004	363,896	1.417	1.483	1.328	1.000	1.014	R7 最小、練馬区分割	+0.6%
10区	511,130	507,638	1.979	2.070	1.853	1.397	1.414		+0.7%
11区	456,686	458,547	1.769	1.850	1.674	1.248	1.277	板橋区分割	▲0.4%
12区	446,567	437,732	1.729	1.809	1.598	1.220	1.219	板橋区分割	+2.0%
13区	451,335	450,510	1.748	1.828	1.644	1.233	1.255	足立区分割	+0.2%
14区	464,602	457,009	1.799	1.882	1.668	1.269	1.273	江戸川区分割	+1.7%
15区	516,136	495,628	1.999	2.091	1.809	1.410	1.381	R7 最大	+4.1%
16区	469,296	470,401	1.817	1.901	1.717	1.282	1.310	江戸川区分割	▲0.2%
17区	441,847	433,864	1.711	1.790	1.584	1.207	1.209		+1.8%
18区	475,005	473,678	1.840	1.924	1.729	1.298	1.320		+0.3%
19区	393,094	396,616	1.522	1.592	1.448	1.074	1.105		▲0.9%
20区	483,007	489,500	1.871	1.956	1.787	1.320	1.364		▲1.3%
21区	484,281	482,108	1.875	1.962	1.760	1.323	1.343	八王子市分割	+0.5%
22区	514,266	514,227	1.992	2.083	1.877	1.405	1.433	R2 最大	+0.008%
23区	411,633	424,803	1.594	1.667	1.551	1.125	1.183		▲3.1%
24区	444,478	452,263	1.721	1.800	1.651	1.214	1.260	八王子市分割	▲1.7%
25区	472,456	482,393	1.830	1.914	1.761	1.291	1.344		▲2.1%
26区	503,715	507,386	1.951	2.040	1.852	1.376	1.413	大田区分割	▲0.7%
27区	452,038	445,474	1.751	1.831	1.626	1.235	1.214	杉並区分割	+1.5%
28区	372,413	370,583	1.442	1.508	1.353	1.018	1.032	練馬区分割	+0.5%
29区	417,063	415,403	1.615	1.689	1.516	1.140	1.157	足立区分割	+0.4%
30区	488,602	494,321	1.892	1.979	1.804	1.335	1.377		▲1.2%
計	13,618,953	13,564,222							

(注)「全国較差」：R7 は、鳥取1区(258,220人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)及び石川3区(246,882人、人口最少選挙区)に対する較差。R2 は鳥取2区(273,973人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)に対する較差

「都内較差」：都内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

(1) 市区町村の分割

大田区（4区・26区）、世田谷区（5区・6区）、杉並区（8区・27区）、板橋区（11区・12区）、練馬区（9区・28区）、足立区（13区・29区）、江戸川区（14区・16区）、八王子市（21区・24区）

(2) 郡の分割 なし

(3) 都議選挙区の分割

大田区選挙区（4区・26区）、世田谷区選挙区（5区・6区）、杉並区選挙区（8区・27区）、板橋区選挙区（11区・12区）、練馬区選挙区（9区・28区）、足立区選挙区（13区・29区）、江戸川区選挙区（14区・16区）、八王子市選挙区（21区・24区）

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成6年区割り時

<知事意見>

具体の区割りに関する意見なし

(2) 平成14年区割り改定時

<知事意見>

- ・足立区では、平成7年以降に町名地番の住居表示改正が実施され、選挙区の境界の町名等がわかりにくくなっているため、改善をしてほしい旨の要望がある。
- ・22区及びそれに隣接した18区、19区、23区の4区の人口合計は、2,061,839人に達し、全国平均から考えると定数5人分に相当する。したがって、この地域において議員定数を1名増やし、選挙区を再設定すべきと考えている。

<採否>

足立区からの要望については採択。

<改定内容>

足立区の微調整（12区→13区）

22区の人口調整（三鷹市：18区→22区、府中市：22区→18区）

(3) 平成 25 年区割り改定時

<知事意見>

- ・東京第 6 区については世田谷区から、地域コミュニティの形成範囲を基礎とした出張所等の管轄区域を基準とするのが望ましく、人口規模や地勢等を総合的に判断すると池尻まちづくりセンターの管轄区域を東京第 5 区に編入することが合理的との意見があった。
- ・東京第 16 区については江戸川区から、人口が必要とされる数に近く、地域の三方が東京 17 区に隣接する等のことから上一色三丁目の区域を東京第 17 区に編入することが合理的との意見があった。

<採否>

採択

<改定内容>

6 区、16 区の人口調整

(世田谷区の一部：6 区→5 区、江戸川区の一部：16 区→17 区)

(4) 平成 29 年区割り改定時

<知事意見>

- ・複数の区市町村により構成される選挙区の改定は、平成 25 年の作成方針の原則にならない区市町村自体の分割は行わず、可能な限り構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。特に市町村においては、分割された選挙区の運営も合わせて行なう体制の確保が困難なことから分割は避けるべきである。
- ・現在、分割区となっている区について、引き続き一部区域を隣接する選挙区に編入する必要がある場合は、これまで安定的に選挙が運営されてきた経緯からも、可能な限り現在の組み合わせが維持されるよう調整すべきである。
- ・1 つの区市町村の区域を 3 分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配付、開票所の 3 か所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない。

<改定内容>

1～17 区（9 区、15 区を除く）、19 区、21 区～25 区の人口調整

(5) 令和4年区割り改定時

<知事意見>

○東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

大都市行政の一体性を成す特別区と多摩地区の市町村とでは、歴史的な形成過程や事務事業の権限、財政制度などが根本的に異なることから、区域を明確に分けることについての区市からの要望が多く、平成28年の作成方針2（6）（ハ）については、今次作成方針においても引続き明記すること。

○複数の区市町村により構成される選挙区の改定について

複数の区市町村により構成される選挙区の改定は、平成28年の作成方針の原則にならない区市町村の分割は行わず、可能な限り構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。（略）特に市町村においては選管職員も少なく、分割された複数の選挙区の運営を合わせて行う体制の確保が困難であることから、人口最少選挙区の2倍を超える市を除き、分割は行わないこと。

○区市町村の区域を3分割しないことについて

一つの区市町村の区域を3分割することは、大規模な区市においても有権者が居住する地域の一体性を更に分断することになり、有権者への周知の困難になることに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、期日前投票所の受付体制、開票所の3か所設置の必要性など人的・物的に課題が大きく、選挙の運営に支障をきたす。また、災害発生時の対応も困難になる。このため、区市町村の区域を3分割にしないこと。

<改定内容>

定数5増（25→30）

市区全体で上限を超えていない9市区の分割解消

（港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、多摩市、稲城市）

市区全体で上限人口を超えている8市区の分割区域変更

（大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市）

東京都 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称		構成団体
特別区人事・厚生事務組合	都内全特別区	
特別区競馬組合	都内全特別区	
阿伎留病院企業団	あきる野市、日の出町、檜原村	
昭和病院企業団	小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市、西東京市	
東京都島嶼町村一部事務組合	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	
瑞穂斎場組合	瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市、入間市(埼玉県)	
ふじみ衛生組合	三鷹市、調布市	
柳泉園組合	清瀬市、東久留米市、西東京市	
湖南衛生組合	武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市、立川市、国分寺市	
西多摩衛生組合	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町	
多摩川衛生組合	稲城市、狛江市、府中市、国立市	
小平・村山・大和衛生組合	小平市、東大和市、武蔵村山市	
青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅市、羽村市	
東京都市町村職員退職手当組合	福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、都内全町村ほか	
東京都十一市競輪事業組合	八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市	
東京都六市ボートレース事業組合	八王子市、武蔵野市、昭島市、調布市、町田市、小金井市	
東京都四市ボートレース事業組合	小平市、日野市、東村山市、国分寺市	
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、都内全町村ほか	
羽村・瑞穂地区学校給食組合	羽村市、瑞穂町	
東京都三市収益事業組合	多摩市、稲城市、あきる野市	
西秋川衛生組合	あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	
南多摩斎場組合	八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市	
東京たま広域資源循環組合	あきる野市を除く都内全市、瑞穂町	
立川・昭島・国立聖苑組合	立川市、昭島市、国立市	
東京市町村総合事務組合	都内全市町村	
多摩六都科学館組合	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	
多摩ニュータウン環境組合	八王子市、町田市、多摩市	
秋川流域斎場組合	あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	
臨海部広域斎場組合	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	
東京二十三区清掃一部事務組合	都内全特別区	
福生病院企業団	福生市、羽村市、瑞穂町	
稲城・府中墓苑組合	稲城市、府中市	
浅川清流環境組合	小金井市、日野市、国分寺市	
広域連合名		構成団体
東京都後期高齢者医療広域連合	都内全区市町村	

14 神奈川県

I 県の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(-100, 294、 -1.1%) 8, 941, 508	9, 041, 802
議員定数	20	20
議員一人当たり人口	447, 075	452, 090
都道府県間較差 (倍)	(対鳥取県 259, 199) 1.725	(対鳥取県 274, 549) 1.647

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			県内較差		備考	
	R7	R2	R7		R2	R7	R2		
			鳥取1区	石川3区					
1区	487,301	497,472	1.887	1.974	1.816	1.369	1.411		▲2.0%
2区	495,521	502,066	1.919	2.007	1.833	1.392	1.425		▲1.3%
3区	525,327	526,038	2.034	2.128	1.920	1.476	1.493	最大	▲0.1%
4区	369,975	378,428	1.433	1.499	1.381	1.039	1.074		▲2.2%
5区	423,241	429,957	1.639	1.714	1.569	1.189	1.220		▲1.6%
6区	433,220	445,315	1.678	1.755	1.625	1.217	1.263		▲2.7%
7区	356,018	352,447	1.379	1.442	1.286	1.000	1.000	最小	+1.0%
8区	477,758	486,082	1.850	1.935	1.774	1.342	1.379		▲1.7%
9区	399,749	395,245	1.548	1.619	1.443	1.123	1.121		+1.1%
10区	387,041	386,106	1.499	1.568	1.409	1.087	1.096		+0.2%
11区	396,484	424,772	1.535	1.606	1.550	1.114	1.205		▲6.7%
12区	483,621	479,198	1.873	1.959	1.749	1.358	1.360		+0.9%
13区	434,589	434,040	1.683	1.760	1.584	1.221	1.232		+0.1%
14区	461,421	476,138	1.787	1.869	1.738	1.296	1.351		▲3.1%
15区	524,693	525,836	2.032	2.125	1.919	1.474	1.492		▲0.2%
16区	448,388	449,778	1.736	1.816	1.642	1.259	1.276		▲0.3%
17区	502,516	518,890	1.946	2.035	1.894	1.411	1.473		▲3.2%
18区	494,789	488,086	1.916	2.004	1.782	1.390	1.385		+1.4%
19区	440,942	440,353	1.708	1.786	1.607	1.239	1.249		+0.1%
20区	398,914	405,465	1.545	1.616	1.480	1.120	1.150		▲1.6%
計	8,941,508	9,041,802							

(注)「全国較差」：R7 は、鳥取1区 (258, 220 人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区) 及び石川3区 (246, 882 人、人口最少選挙区) に対する較差。R2 は鳥取2区 (273, 973 人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区) に対する較差

「県内較差」：当該県内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

(1) 市区町村の分割 なし

(2) 郡の分割 中郡 (15 区・17 区)

(3) 県議選挙区の分割

厚木市・愛川町・清川村選挙区 (14 区・16 区)、
大磯町・二宮町選挙区 (15 区・17 区)

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成 6 年区割り時

＜知事意見＞

(1) 本県には、二つの指定都市があるが、指定都市も基礎的自治体であり、その一体性や住民意識等を考慮すれば、区割りに当たっては、同一指定都市の行政区の組合せにより選挙区を画定することが適当と考える。

(2) 横浜市においては、現在の港北区と緑区を廃止し、新たに港北区、緑区、青葉区、都筑区を設置する旨の条例が、平成 5 年 12 月 15 日に公布され、平成 6 年 11 月 6 日から施行されることが確定している。

今回の行政区再編成では、地勢、交通等で形成された生活圏を基本とした線引きをしているので、新たな行政区を踏まえ区割りを行われたい。

＜採否＞

(1) については、不採択。

(2) 平成 14 年区割り改定時

＜知事意見＞

第 7 区及び第 14 区の見直しに関しては、県内各選挙区における人口の格差をできるだけ小さくすることを基本とした上で、次の点に配慮されたい。

(1) 指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は、必要最低限度の範囲に止めること。

(2) 第 14 区の見直しについては、行政区画等について、地域の実情を踏まえて行うこと。

＜採否＞

採択

＜改定内容＞

定数 1 増 (17→18)

(3) 平成 25 年区割り改定時

<知事意見>

選挙区改定後の人口の均衡にも配慮しつつ、また、市民の受け止め方や効率的な執行を考慮した場合、第 10 区については、第 18 区に隣接する中原区の一部区域を分割したうえで、第 18 区に隣接する当該区域を同選挙区に編入することが、最も混乱が少ないものと考えます。

<採否>

採択

<改定内容>

10 区の人口調整（川崎市中原区の一部：10 区→18 区）

(4) 平成 29 年区割り改定時

<知事意見>

- ・ 第 7 区の横浜市都筑区を第 8 区に編入し、他方で第 8 区の横浜市緑区を第 7 区に編入し、第 7 区を横浜市港北区及び緑区とし、第 8 区を横浜市青葉区及び都筑区とすることが、平成 32 年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。
- ・ 第 10 区については、現在分割し第 18 区に編入している川崎市中原区の一部区域に加え、同区の一部区域を追加で分割したうえで同じ第 18 区に編入することが、最も混乱が少ないものと考えます。また、第 10 区の一部区域を第 18 区に編入することにより、第 18 区の人口が平成 32 年見込人口による上限人口を超えることから、（中略）第 18 区の一部区域を分割し第 9 区へ編入することが、前述の市の一体性の確保等の理由により、平成 32 年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。
- ・ 第 13 区から綾瀬市を第 12 区に編入し、第 12 区から寒川町を第 13 区に編入することが、平成 32 年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。
- ・ 第 14 区の相模原市緑区の区域を第 16 区に編入し、あわせて第 16 区の相模原市南区の区域を第 14 区に編入することが、最も混乱が少なく、かつ分割区の解消につながるものと考えます。

<採否>

第 10 区の改定に係る部分のみ採択。

<改定内容>

7 区、10 区、13 区及び 14 区の人口調整
（横浜市都筑区の一部：7 区→8 区、
川崎市中原区の一部：10 区→18 区、
宮前区の一部：18 区→9 区、
相模原市南区の一部：14 区→16 区、
座間市の一部：13 区→16 区）

(5) 令和4年区割り改定時

＜知事意見＞

令和2年日本国民の人口又は第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数のいずれかで、人口最少選挙区の2倍以上となった第5区、第10区及び第13区～第16区について区割り改定を行うとともに、県全体で選挙区が2増加する方向で検討が必要と考える。

その上で、有権者や候補者に与える影響は極力小さい方が望ましいため、区割り改定案の作成にあたっては次のとおり要望する。

- ・ 市（指定都市にあつては行政区）町村の区域は分割しないこと
- ・ 新たな市（指定都市にあつては行政区）町村の区域の分割は行わないこと
- ・ 衆議院議員選挙区画定審議会が策定する区割り基準に適合しない場合は、郡の区域を分割し町村の単位で区割りを行うことはやむを得ないこと
- ・ 現在分割されている市（指定都市にあつては行政区）の区域は解消すること
- ・ 選挙区の異動は必要最小限とすること

なお、第13区を構成する大和市及び綾瀬市から、厚木基地を抱える自治体として長年にわたり連携を図り密接な関係を保っていることから、両市が異なる選挙区に属することがないようにしてほしい旨の意見があったことを申し添える。

＜改定内容＞

定数2増（18→20）

5区、10区、13～16区の人口調整

横浜市都筑区、川崎市中原区・宮前区、相模原市緑区・南区、座間市の分割解消

神奈川県 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称		構成団体
小田原市外二ヶ市町組合	小田原市、南足柄市、大井町	
南足柄市外五ヶ市町組合	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町	
南足柄市外二ヶ市町組合	小田原市、南足柄市、大井町	
南足柄市外二ヶ市町組合	南足柄市、山北町、開成町	
南足柄市・山北町・開成町一部事務組合	南足柄市、山北町、開成町	
松田町外三ヶ市町組合	松田町、山北町、開成町、大井町	
松田町外二ヶ市町組合	松田町、大井町、開成町	
金目川水害予防組合	平塚市、秦野市、伊勢原市	
秦野市伊勢原市環境衛生組合	秦野市、伊勢原市	
高座清掃施設組合	海老名市、座間市、綾瀬市	
足柄上衛生組合	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	
神奈川県市町村職員退職手当組合	伊勢原市、海老名市、南足柄市、県内全町村ほか	
箱根町外二カ市組合	小田原市、南足柄市、箱根町	
南足柄市外四ヶ市町組合	小田原市、南足柄市、大井町、開成町、箱根町	
神奈川県内広域水道企業団	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市	
湯河原町真鶴町衛生組合	真鶴町、湯河原町	
広域大和斎場組合	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	
足柄東部清掃組合	中井町、大井町、松田町	
足柄西部清掃組合	山北町、開成町	
神奈川県川崎競馬組合	神奈川県、川崎市	
厚木愛甲環境施設組合	厚木市、愛川町、清川村	
神奈川県町村情報システム共同事業組合	県内全町村	
広域連合名		構成団体
神奈川県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村	

15 新潟県

I 県の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(-138, 189、-6.3%) 2, 048, 055	2, 186, 244
議員定数	5	5
議員一人当たり人口	409, 611	437, 249
都道府県間較差 (倍)	(対鳥取県 259, 199) 1.580	(対鳥取県 274, 549) 1.593

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			県内較差		備考
	R7	R2	R7		R2	R7	R2	
			鳥取1区	石川3区				
1区	413,817	431,373	1.603	1.676	1.575	1.095	1.048	▲4.1%
2区	445,137	472,383	1.724	1.803	1.724	1.178	1.148	最大 ▲5.8%
3区	413,190	443,926	1.600	1.674	1.620	1.094	1.079	▲6.9%
4区	398,085	426,988	1.542	1.612	1.559	1.054	1.037	▲6.8%
5区	377,826	411,574	1.463	1.530	1.502	1.000	1.000	最小 ▲8.2%
計	2,048,055	2,186,244						

(注)「全国較差」：R7 は、鳥取1区 (258, 220 人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区) 及び石川3区 (246, 882 人、人口最少選挙区) に対する較差。R2 は鳥取2区 (273, 973 人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区) に対する較差
「県内較差」：当該県内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

- (1) 市区町村の分割 なし
- (2) 郡の分割 なし
- (3) 県議選挙区の分割 なし

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成6年区割り時

<知事意見>

具体の区割りに関する意見なし

(2) 平成14年区割り改定時

<知事意見>

平成13年1月1日に新潟市が西蒲原郡黒埼町を編入合併したことから旧黒埼町区域を新潟県第1区に編入してくださるようお願いします。

<採否>

採択

<改定内容>

新潟市の分割解消（旧黒埼町の区域：2区→1区）

(3) 平成25年区割り改定時 （改定対象外）

(4) 平成29年区割り改定時 （改定対象外）

(5) 令和4年区割り改定時

<知事意見>

本県は、市町村合併が大きく進展した結果、複数の選挙区に分割された状態となっている市町村があります。このため、区割りの改定案については、以下の点等に十分配慮され、慎重に議論を尽くした上で作成されるよう要望します。

- ・市（指定都市は行政区）町村の区域は、分割しないことを原則としていただきたい。
- ・地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮していただきたい。

<改定内容>

定数1減（6→5）

新潟市北区、東区、中央区、江南区、南区、西区、長岡市の分割解消

新潟県 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称	構成団体
津南地域衛生施設組合	十日町市、津南町、栄村(長野県)
さくら福祉保健事務組合	新潟市、加茂市、五泉市、阿賀町
下越障害福祉事務組合	新潟市、新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
魚沼地区障害福祉組合	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
新潟県中越福祉事務組合	長岡市、三条市、加茂市、見附市、田上町
西蒲原福祉事務組合	新潟市、燕市、弥彦村
新潟県中東福祉事務組合	新潟市、五泉市、阿賀町
新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	三条市、燕市
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	新潟市、長岡市、三条市、燕市、田上町
加茂市・田上町消防衛生保育組合	加茂市、田上町
燕・弥彦総合事務組合	燕市、弥彦村
豊栄郷清掃施設処理組合	新潟市、聖籠町
新発田地域広域事務組合	新発田市、胎内市、聖籠町
十日町地域広域事務組合	十日町市、津南町
上越地域消防事務組合	妙高市、上越市
新潟東港地域水道用水供給企業団	新潟市、新発田市、聖籠町
魚沼地域特別養護老人ホーム組合	魚沼市、南魚沼市、湯沢町
三条地域水道用水供給企業団	三条市、加茂市、田上町
五泉地域衛生施設組合	五泉市、阿賀野市、阿賀町
上越広域伝染病院組合	糸魚川市、妙高市、上越市
新潟県市町村総合事務組合	県内全市町村ほか
広域連合名	構成団体
新潟県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村

新潟県 連携中枢都市圏(R7.4.1現在)及び定住自立圏(R7.4.1現在)

圏域名	関係市町村
新潟広域都市圏	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町
長岡地域定住自立圏	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏	新発田市、胎内市、聖籠町
村上岩船定住自立圏	村上市、関川村、粟島浦村
燕・弥彦地域定住自立圏	燕市、弥彦村
糸魚川市定住自立圏	糸魚川市
魚沼地域定住自立圏	南魚沼市、魚沼市、湯沢町

※ 下線のある市が中心市

16 富 山 県

I 県の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(-53,426、-5.2%) 965,062	1,018,488
議員定数	3	3
議員一人当たり人口	321,687	339,496
都道府県間較差(倍)	(対鳥取県 259,199) 1.241	(対鳥取県 274,549) 1.237

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			県内較差		備考	
	R7	R2	R7		R2	R7	R2		
			鳥取1区	石川3区					
1区	308,750	316,509	1.196	1.251	1.155	1.167	1.116	富山市分割	▲2.5%
2区	264,465	283,638	1.024	1.071	1.035	1.000	1.000	最小、富山市分割	▲6.8%
3区	391,847	418,341	1.517	1.587	1.527	1.482	1.475	最大	▲6.3%
計	965,062	1,018,488							

(注)「全国較差」：R7は、鳥取1区(258,220人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)及び石川3区(246,882人、人口最少選挙区)に対する較差。R2は鳥取2区(273,973人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)に対する較差

「県内較差」：当該県内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

(1) 市区町村の分割 富山市（1区・2区）

(2) 郡の分割 なし

(3) 県議選挙区の分割 なし

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成6年区割り時

＜知事意見＞

第8次選挙制度審議会の答申について、現在のところ特に意見はない。

(2) 平成14年区割り改定時 （改定なし）

(3) 平成25年区割り改定時 （改定対象外）

(4) 平成29年区割り改定時 （改定対象外）

(5) 令和4年区割り改定 （改定なし）

富山県 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称	構成団体
三郷利田用水市町村組合	富山市、舟橋村、立山町
黒東合口用水組合	入善町、朝日町
下山用水組合	入善町、朝日町
砺波地方衛生施設組合	高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
庄川水害予防組合	高岡市、砺波市、射水市
小矢部川中流水害予防組合	高岡市、小矢部市
常願寺川右岸水防市町村組合	富山市、舟橋村、立山町
富山県市町村総合事務組合	富山市を除く県内全市町村ほか
砺波広域圏事務組合	砺波市、南砺市
新川広域圏事務組合	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山地区広域圏事務組合	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡地区広域圏事務組合	高岡市、氷見市、小矢部市
富山県市町村会館管理組合	県内全市町村
中新川広域行政事務組合	舟橋村、上市町、立山町
砺波地方介護保険組合	砺波市、小矢部市、南砺市
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	黒部市、入善町、朝日町
滑川中新川地区広域情報事務組合	滑川市、上市町、立山町
砺波地域消防組合	砺波市、小矢部市、南砺市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、舟橋村、上市町
新川地域消防組合	黒部市、入善町、朝日町
広域連合名	構成団体
富山県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村

富山県 連携中枢都市圏(R7.4.1現在)及び定住自立圏(R7.4.1現在)

圏域名	関係市町村
とやま呉西圏域	高岡市、射水市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市
富山広域連携中枢都市圏	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町

※ 下線のある市が中心市

17 石川 県

I 県の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(-48,341、-4.3%) 1,070,500	1,118,841
議員定数	3	3
議員一人当たり人口	356,833	372,947
都道府県間較差(倍)	(対鳥取県 259,199) 1.377	(対鳥取県 274,549) 1.358

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			県内較差		備考
	R7	R2	R7		R2	R7	R2	
			鳥取1区	石川3区				
1区	447,508	458,456	1.733	1.813	1.673	1.813	1.668	最大▲2.4%
2区	376,110	385,482	1.457	1.523	1.407	1.523	1.402	▲2.4%
3区	246,882	274,903	0.956	1.000	1.003	1.000	1.000	最小▲10.2%
計	1,070,500	1,118,841						

(注)「全国較差」：R7は、鳥取1区(258,220人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)及び石川3区(246,882人、人口最少選挙区)に対する較差。R2は鳥取2区(273,973人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区)に対する較差
「県内較差」：当該県内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

- (1) 市区町村の分割 なし
- (2) 郡の分割 なし
- (3) 県議選挙区の分割 なし

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

(1) 平成6年区割り時

＜知事意見＞

第8次選挙制度調査会の区割りに対して、意見はありません。

- (2) 平成14年区割り改定時 (改定なし)
- (3) 平成25年区割り改定時 (改定対象外)
- (4) 平成29年区割り改定時 (改定対象外)
- (5) 令和4年区割り改定時 (改定なし)

石川県 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称		構成団体
石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合	金沢市、小松市を除く県内全市町	
手取川水防事務組合	小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町	
石川県市町村職員退職手当組合	かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町ほか	
河北郡市広域事務組合	かほく市、津幡町、内灘町	
輪島市穴水町環境衛生施設組合	輪島市、穴水町	
手取郷広域事務組合	白山市、能美市、川北町	
石川県市町村消防償いゆつ金組合	県内全市町ほか	
石川県市町議会議員公務災害補償等組合	野々市市、県内全町ほか	
羽咋郡市広域圏事務組合	羽咋市、志賀町、宝達志水町	
白山野々市広域事務組合	白山市、野々市市、川北町	
奥能登広域圏事務組合	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	
南加賀広域圏事務組合	小松市、加賀市、能美市、川北町	
のと鉄道運営助成基金事務組合	七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	
能美介護認定事務組合	能美市、川北町	
奥能登クリーン組合	珠洲市、能登町	
石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合	七尾市、中能登町ほか	
白山石川医療企業団	白山市、野々市市、川北町	
広域連合名		構成団体
石川県後期高齢者医療広域連合	県内全市町	

石川県 連携中枢都市圏(R7.4.1現在)及び定住自立圏(R7.4.1現在)

圏域名	関係市町村
石川中央都市圏	金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町

※ 下線のある市が中心市

18 福 井 県

I 県の人口等

	R7 日本国民の人口	R2 日本国民の人口
人 口	(-41, 371、-5.5%) 711, 696	753, 067
議員定数	2	2
議員一人当たり人口	355, 848	376, 534
都道府県間較差（倍）	（対鳥取県 259, 199） 1. 373	（対鳥取県 274, 549） 1. 371

II 選挙区の人口等

選挙区	日本国民の人口		全国較差			県内較差		備考
	R7	R2	R7		R2	R7	R2	
			鳥取1区	石川3区				
1区	420,320	443,998	1.628	1.703	1.621	1.443	1.437	最大
2区	291,376	309,069	1.128	1.180	1.128	1.000	1.000	最小
計	711,696	753,067						

（注）「全国較差」：R7 は、鳥取1区（258, 220 人、議員1人当たり人口最少県の最少選挙区）及び石川3区（246, 882 人、人口最少選挙区）に対する較差。R2 は鳥取2区（273, 973 人、人口最少選挙区かつ議員1人当たり人口最少県の最少選挙区）に対する較差

「県内較差」：当該県内人口最少選挙区に対する較差

Ⅲ 区割りに係る諸状況

1 市区町村の分割等の状況

- (1) 市区町村の分割 なし
- (2) 郡の分割 なし
- (3) 県議選挙区の分割 なし

2 具体の区割りに関する過去の知事意見

- (1) 平成 6 年区割り時
 - <知事意見>
具体の区割りに関する意見なし
- (2) 平成 14 年区割り改定時 (改定なし)
- (3) 平成 25 年区割り改定時
 - <知事意見>
具体の区割りに関する意見なし
 - <改定内容>
定数 1 減 (3 → 2)
- (4) 平成 29 年区割り改定時 (改定対象外)
- (5) 令和 4 年区割り改定時 (改定なし)

福井県 一部事務組合(R8.4.1現在)及び広域連合(R8.4.1現在)

組合の名称	構成団体
公立小浜病院組合	小浜市、美浜町、おおい町、若狭町
越前三国ポートリース企業団	越前市、坂井市
福井県市町総合事務組合	県内全市町ほか
美浜・三方環境衛生組合	美浜町、若狭町
嶺北消防組合	あわら市、坂井市
鯖江・丹生消防組合	鯖江市、越前町
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
南越消防組合	越前市、池田町、南越前町
若狭消防組合	小浜市、若狭町、高浜町、おおい町
敦賀美方消防組合	敦賀市、美浜町、若狭町
大野・勝山地区広域行政事務組合	大野市、勝山市
南越清掃組合	越前市、池田町、南越前町
勝山・永平寺衛生管理組合	勝山市、永平寺町
五領川公共下水道事務組合	坂井市、永平寺町
鯖江広域衛生施設組合	鯖江市、池田町、越前町
福井県丹南広域組合	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
福井県自治会館組合	県内全市町
嶺南広域行政組合	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
公立丹南病院組合	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
若狭広域行政事務組合	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町
広域連合名	構成団体
坂井地区広域連合	あわら市、坂井市
福井県後期高齢者医療広域連合	県内全市町

福井県 連携中枢都市圏(R7.4.1現在)及び定住自立圏(R7.4.1現在)

圏域名	関係市町村
ふくい嶺北連携中枢都市圏	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町

※ 下線のある市が中心市